

2003年6月15日

住基ネットの法律上の問題点 立ち止まって考えることは違法ではない

長野県本人確認保護審議会委員

弁護士 清水 勉

1 はじめに / 平和な無責任社会

日本の社会は現実をしっかりと見据えて考えて問題を解決するのを嫌がる
現実をしっかりと見据えると真剣な議論になり、対立が生じ、混乱も起こる
これらを回避することで「平穏無事な社会」が維持される

薬害エイズ事件における厚生省の対応

エイズ患者第一号の演出 → 血友病患者が第一号ではない
被害の拡大と、被害者救済なし

SARS患者が日本に「いない」ワケ

WHOの診断基準とちがう独特の基準を立てて患者がいないことにする
発症後21日を経ても陰性なら、SARS-CoV感染はなかったと判断できる
そして、SARSは蔓延する → 国際的な裏切り

目は世界を向いていない、「国内の穏便」が至上価値

「穏便」が被害を拡大し、責任を曖昧にする

「住基ネットの安全性は完璧だ」は本当か

2 第二次稼働、やる気満々のウソ

住基ネット制度への疑問を公にする市町村・都道府県はほとんどない

長野県市長会は審議会委員の報告書の説明申し出を拒絶

「第二次稼働に向けて準備万端、いまさら止められない」と怒る首長、議員たち
ではどんな準備をしてきたか

住民に対して詳しい説明会を開いた自治体は1つもない

独自利用条例を制定しているのは松本市と上伊那だけ、それも住民票の広域交付

住基カードの発行予定枚数の人口比率の低さ 1 . 1 3 % (2003.4 下旬)

1 0 枚 , 2 0 枚しか発行を予定していない村

長野市は $2,000/359,045 = 0.557\%$

精力的な松本市でも $3,000/203,616 = 1.47\%$

とても待ち望んだ住基カードが始まるようには見えない

3 「離脱は違法」と言うけれど

住基ネット「離脱」は法律違反だという批判があるが

総務省以外、どのような法解釈として違法なのかを説明する人はいない

条文を知っているかさえ疑問

昨年 8 月 5 日 , 総務省の指示で約 2 0 0 の自治体が住基ネットへの接続を停止した

これも違法か

違法でないとすれば , その法的根拠はなにか

「総務省の言うことは守れ」では法解釈ではない

4 法律を解釈する上で重要な立法事実

法律はいつの間にか成立するものではない

どのような社会的な必要があるかによって , 法律を作るかどうか , 作るとすればどういうものを作るかが決まる (立法事実論)

みんなが「守るべきだ」と思えるには立法事実と法律の構文構造が対応していることが絶対条件

立法事実に重大なウソがあると , 法律の規定の仕方がゆがむ

責任を負うべき者が負わず , 負わなくてよい者が負わされる

法律を守らされる側が面倒くさがる , 嫌がる , サボる

→ 実質的に法秩序が崩れている , 外見を取り繕っているだけの法秩序

5 住基ネットは自治事務

法定受託事務（地方自治法 2 条 9 項）と自治事務（同条 8 項）

住基ネットは自治事務

市町村の財政負担と責任において管理すべきもの

補助金はでない，地方交付税の安定的供給の保証もない

リスクは各市町村で負う

賠償責任も本来的には市町村が負う

市町村が望んで作った制度ならば，これらの負担やリスクを市町村が負うのは当然

望んでいない＝立法事実に重大なウソがある

住基ネットの管理責任を市町村に負わせるのは立法のあり方として大問題

知識，技術，管理コスト，賠償責任など，どれも市町村には厳しい

このような法律の存在自体が問題

6 法律が不可能を要求しているように見える場合の対応

個々の条文が不合理であっても基本構造は必ずしも不合理ではない

「適正な管理」（住基法 1 条）

都道府県知事，市町村長の「適切な管理」義務（同法 30 条の 2 9，36 条の 2）

この内容を合理的に解釈することによって，現実的なバランスをとるしかない

「一時的な離脱」は「適切な管理」のための一「措置」

「離脱」の内容と，「離脱」する理由

「離脱」中に何をするか

「一時的」の期間は何を「離脱」の理由としているかによる

昨年 8 月 5 日，総務省の指示で約 200 の自治体が住基ネットに接続しなかったことも，法律的には，36 条の 2 によるものとして説明するしかない

県の「離脱」と市町村の参加権（自己決定）との関係

7 実害論と賠償責任

「これまでも住基法 11 条，12 条で閲覧，写しの交付があったではないか」

「盗まれたところでたかが 6 情報ではないか」という人もいるが

住民票コードの商品価値は、放っておけば急激に高くなる
ネット上の検索と役場に出向いての検索ではコストが全然ちがう
内部から不正が発生する可能性が高まる
どのような事件が起こるか
どのような訴訟が起こるか
「過失」＝予見可能性＋回避可能性
どのような責任を負わされるか
ネット被害はひとり分（例えば宇治市の 15,000 円）が安くても安心できない
被害者がどこまで広がるか、どこまで深刻な被害を受けるかは不明

8 個人情報保護法との関係

住基法附則 1 条 2 項「個人情報の保護に万全を期する」
個人情報保護法の成立と住基ネットの接続は論理必然性がない
個人情報保護法はインフラに過ぎない